



神戸市公報

発行所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人

神戸市長
＜臨時特別号＞

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	魚崎財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例	東灘区地域協働課	1
条例	魚崎財産区会館条例	東灘区地域協働課	3
条例	魚崎財産区わかばサロン条例	東灘区地域協働課	10
条例	魚崎財産区福祉増進事業基金条例	東灘区地域協働課	14
条例	魚崎財産区管理者の附属機関に関する条例	東灘区地域協働課	16
条例	魚崎財産区議会定例会条例	東灘区地域協働課	18
条例	魚崎財産区議会委員会条例	東灘区地域協働課	19

令和7年8月20日魚崎財産区議会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

魚崎財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例

魚崎財産区会館条例

魚崎財産区わかばサロン条例

魚崎財産区福祉増進事業基金条例

魚崎財産区管理者の附属機関に関する条例

魚崎財産区議会定例会条例

魚崎財産区議会委員会条例

令和7年9月2日

神戸市長

久元 喜造

魚崎財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を次のように公布する。

神戸市条例第6号

魚崎財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定により、魚崎財産区議会議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬及び費用弁償並びにその支給方法について定めるものとする。

（報酬）

第2条 議員報酬月額、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）議長 22,000円

（2）副議長 21,000円

（3）前2号に掲げる議員以外の議員 20,000円

2 前項に定める議員報酬は、毎年度4月から7月までを前期、8月から11月までを中期、12月から3月までを後期とし、前期は8月、中期は12月、後期は3月にそれぞれを一括して支給する。

（報酬の支払方法）

第3条 議員報酬は、新たに議員の職に就いたときは、その日から支給し、退職等によりその職を離れたときは、その日まで支給する。

2 前条第1項に掲げる職の間に異動のあったときは、その日から新たな額の議員報酬を支給する。

3 任期満了等により議員でなくなった者が、当該月において再び議員に就いたときは、その報酬の支給については、引き続き在職したものとみなす。

（報酬の支給停止等）

第4条 前2条の規定にかかわらず、刑事事件又は議会の懲罰に係る議員報酬の差し止め及び不支給については、神戸市会議員の報酬の例による。

（議員等の旅費）

第5条 議員及び神戸市職員（以下「職員」という。）が魚崎財産区における職務のため東灘区外に旅行したときは、費用の弁償としてこの条例の定めるところにより旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、旅費条例（昭和27年7月条例第45号）の職員の旅費の例による。

第6条 議員が公務のための旅行をしたときは、旅費条例別表1級の者に支給する額相当額の旅費を職員の旅費の例により支給する。

第7条 職員以外の関係者及び職員が職務のため旅行したときは、旅費条例別表に相当する級別の旅費を職員の旅費の例により支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に支給した報酬及び旅費については、この条例の相当の規定によって支給したものとみなす。

魚崎財産区会館条例を次のように公布する。

神戸市条例第7号

魚崎財産区会館条例

(設置)

第1条 住民の集会等の利用に供するため、魚崎財産区会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
横屋会館	神戸市東灘区魚崎北町2丁目7番1号
魚崎会館	神戸市東灘区魚崎南町3丁目6番7号
魚崎西町会館	神戸市東灘区魚崎西町4丁目3番21号

(施設)

第3条 会館に置く施設は、次の表のとおりとする。

会館	施設
横屋会館	集会室、会議室、多目的室、調理室、倉庫、駐車場、ロビー その他便益施設
魚崎会館	集会室、和室、会議室、応接室、調理室、駐車場、ロビー その他便益施設
魚崎西町会館	集会室、会議室、和室、駐車場、ロビーその他便益施設

(使用の許可)

第4条 施設（駐車場及びロビーその他便益施設を除く。第6条において同じ。）又はその附属設備若しくは備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 財産区管理者は、前項の許可に会館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第5条 財産区管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、財産区管理者がその使用を不適當であると認めるとき

- 2 財産区管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 会館の管理運営上支障があると認められるとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき

(使用期間)

第6条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、財産区管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第7条 財産区管理者は、第4条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき
- (2) 許可された使用目的と異なった目的で施設等を使用したとき
- (3) 許可に付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき
- (5) 第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき

- 2 財産区管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 会館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき

- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき
(入館の制限等)

第8条 財産区管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して会館への入館又は会館の利用を拒み、又は会館からの退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は風俗を害するおそれがある者
(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物
(身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯する者
(4) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
(5) 次条の規定に違反した者
(行為の禁止)

第9条 何人も、会館内において、会館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(使用料の額及び納付方法)

第10条 使用者は、別表又は次項から第7項までに定める額の使用料を納付しなければならない。

2 魚崎財産区域（魚崎財産区議会設置に関する条例（昭和25年12月条例第218号）第1条第2項に規定する区域をいう。以下同じ。）外の住民の使用料の額は、別表で定める額の2倍に相当する額とする。ただし、魚崎浜町の住民が魚崎会館を使用する場合を除く。

3 営利を目的として使用する場合は使用料の額は、魚崎財産区域内及び魚崎財産区域外の住民にかかわらず別表で定める額の3倍の額とする。

4 葬儀を目的として使用する場合は使用料の額は、魚崎財産区域内の住民及び魚崎浜町の住民にあっては、別表で定める額の1.5倍に相当する額とし、その他の住民にあっては、別表で定める額の3倍の額とする。

5 財産区管理者が正規の開館時間外の時間及び休館日の使用を特に必要と認めて許可した場合の使用料の額は、別表に規定する終日使用料の額の1.5倍に相当する額とする。

6 調理室と他の施設等を同時に使用するときの当該他の施設等の使用料の額は、第1項から前項までの規定を適用して算出した使用料の額の2分の1に相当する額とする。

7 会館の附属設備及び備品の使用料の額は、1日1品目5,000円の範囲内において規則で定める額とする。

8 使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第11条 財産区管理者は、市が公の目的のために使用するときその他公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、財産区管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(設備等の工作)

第13条 使用者が、特別の設備、装飾等の工作をしようとするときは、あらかじめ、財産区管理者の許可を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、会館を使用する権利を譲渡し、又は他人に使用させることができない。

(立入り等)

第15条 財産区管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第4条第1項の許可を取り消されたとき若しくは第7条第1項の規定により使用の停止を命ぜられたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 財産区管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(損害賠償等)

第17条 使用者その他の者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の原状回復の費用は、使用者その他の者の負担とする。

（指定管理者の指定等）

第18条 財産区管理者は、次に掲げる会館の管理に関する業務について地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定においてその例によることとされる同法第244条の2第3項の規定による財産区管理者の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）」に行わせることができる。

（1）会館の使用及び制限に関する業務

（2）会館の使用料の徴収及び返還に関する業務

（3）会館の維持管理に関する業務

（4）前3号に掲げるもののほか、財産区管理者が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の財産区管理者が定める書類を財産区管理者に提出しなければならない。

3 財産区管理者は、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上並びに管理にかかる経費の縮減が図られると認める者を指定管理者として指定するものとする。

4 財産区管理者は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条から第8条まで、第10条第5項、第12条、第13条、第15条及び第16条第2項の規定の適用については、第4条第1項中「魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）」とあり、並びに第4条第2項、第5条から第8条まで、第10条第5項、第12条、第13条、第15条及び第16条第2項中「財産区管理者」とあるのは、「第18条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第19条 会館の使用時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした会館に関する許可、手続きその他の行為については、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。

別表（第10条関係）

会館		施設	使用料（単位：円）			
			午前 （9時～ 正午まで）	午後 （13時～ 16時30分 まで）	夜間 （17時～ 21時まで）	終日 （9時～ 21時まで）
横屋 会館	1 F	集会室	2,000	3,000	4,000	8,000
		会議室	1,400	2,100	2,800	5,600
	2 F	多目的室	1,900	2,900	3,800	7,600
		調理室	1,500	2,300	3,000	6,000
	3 F	会議室	2,300	3,500	4,600	9,200
魚崎 会館	1 F	集会室（全室）	3,700	5,600	7,400	14,800
		集会室（大）	2,200	3,300	4,400	8,800
		集会室（小）	1,500	2,300	3,000	6,000
		和室（大）	1,000	1,500	2,000	4,000
		和室（小）	800	1,200	1,600	3,200
	2 F	会議室	1,000	1,500	2,000	4,000
		応接室	1,300	2,000	2,600	5,200
		和室（大）	2,200	3,300	4,400	8,800
		和室（小）	1,900	2,900	3,800	7,600
		調理室	2,200	3,300	4,400	8,800

魚 崎 西 町 会 館	1 F	集会室（全室）	3,500	5,300	7,000	14,000
		集会室（大）	2,300	3,500	4,600	9,200
		集会室（小）	1,200	1,800	2,400	4,800
	2 F	会議室	700	1,100	1,400	2,800
		和 室（東）	900	1,400	1,800	3,600
		和 室（西）	900	1,400	1,800	3,600

魚崎財産区わかばサロン条例を次のように公布する。

神戸市条例第8号

魚崎財産区わかばサロン条例

(設置)

第1条 地域の総合的な福祉コミュニティ施設として、一人ひとりが尊重され、すべての利用者が生き生きと憩える場として、魚崎財産区わかばサロン（以下「サロン」という。）を設置する。

(位置)

第2条 サロンの位置は、次のとおりとする。

神戸市東灘区魚崎中町4丁目10番54号

(利用の制限等)

第3条 魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、サロンへの入館若しくはサロンの利用を拒み、又はサロンからの退場を命じることができる。

(1) 公の秩序又は風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯する者

(4) サロンの管理運営上必要な指示に従わない者

(5) サロン又はその附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(6) 次条の規定に違反した者

2 サロンの附属設備である陶芸窯及び作業室の使用は、規則で定めるところにより、陶芸を行うことを主な目的として活動又は運営される団体として財産区管理者へ届出をした団体（以下「登録団体」という。）に限るものとする。た

だし、財産区管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項に規定する登録団体は、当該登録団体の構成員の全員が次の各号のいずれかに該当する登録団体（以下「地区内団体」という。）及びその他登録団体（以下「その他の団体」という。）に区分する。

(1) 魚崎財産区の区域（魚崎財産区議会設置に関する条例（昭和25年12月条例第218号）第1条第2項に規定する区域をいう。以下同じ。）内に住所を有する者

(2) 魚崎財産区の区域内の事業所又は事務所に勤務する者
（行為の禁止）

第4条 何人も、サロンにおいて、施設の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

（使用料の額及び納付方法）

第5条 施設の使用料は、無料とする。

- 2 附属設備の使用料は、次に定めるとおりとする。

附属設備	使用料（単位：円）
陶芸窯	1日1回につき 3,000
作業室	1日1回につき 500

備考 その他の団体が使用する場合の使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。

- 3 使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

（使用料の返還）

第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、財産区管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

（設備等の工作）

第7条 サロンを使用する者（以下「使用者」という。）が、備品等の配置変更及び特別の設備、装飾等の工作をしようとするときは、あらかじめ、財産区管理者の許可を受けなければならない。

2 使用者が前項の規定により、備品等の配置変更及び設備装飾等の工作をしたときは、使用後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

3 前項の費用は、使用者の負担とする。

（損害賠償等）

第8条 サロン内において、施設及び附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の原状回復の費用は、施設及び附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者の負担とする。

（指定管理者の指定等）

第9条 財産区管理者は、次に掲げるサロンの管理に関する業務について地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定においてその例によることとされる同法第244条の2第3項の規定による管理者の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（1）サロンの利用及びその制限に関する業務

（2）サロンの附属設備の使用料の徴収及び返還に関する業務

（3）サロンの維持管理に関する業務

（4）前3号に掲げるもののほか、財産区管理者が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の財産区管理者が定める書類を財産区管理者に提出しなければならない。

3 財産区管理者は、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上並びに管理にかかる経費の縮減が図られると認める者を指定管理者として指定するものとする。

4 財産区管理者は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第3条第1項及び第2項、第6条並びに第7条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）」とあり、及び第3条第2項、第6条及び第7条第1項中「財産区管理者」とあるのは、「第9条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第10条 サロンの使用時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にしたサロンに関する許可、手続きその他の行為については、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。

魚崎財産区福祉増進事業基金条例を次のように公布する。

神戸市条例第9号

魚崎財産区福祉増進事業基金条例

(設置)

第1条 魚崎財産区の区域（魚崎財産区議会設置に関する条例（昭和25年12月条例第218号）第1条第2項に規定する区域をいう。以下同じ。）内の住民の福祉増進に必要な経費に充てるため、魚崎財産区福祉増進事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 魚崎財産区有地の売却額の全部又は一部
- (2) 毎会計年度において、魚崎財産区歳入歳出予算の決算上新たに生じた余剰金から当該年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額の2分の1以上に相当する額
- (3) 基金の運用から生ずる収益の全部又は一部

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 魚崎財産区管理者（以下「財産区管理者」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、魚崎財産区歳入歳出予算に計上しなければ

ばならない。

（処分）

第6条 財産区管理者は、基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、魚崎財産区歳入歳出予算に定めるところにより、次の各号のいずれかに該当するときに限り、基金に属する現金の一部を処分することができる。

（1）魚崎財産区の区域内の住民の福祉増進に必要な経費に充てるとき

（2）その他財産区管理者が特に必要と認めるとき

（経理）

第7条 基金は、魚崎財産区歳入歳出予算とは別に経理するものとする。

（施行細目の委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした基金の設置、管理その他の行為については、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。

魚崎財産区管理者の附属機関に関する条例を次のように公布する。

神戸市条例第10号

魚崎財産区管理者の附属機関に関する条例

（設置）

第1条 魚崎財産区の財産及び公の施設の管理、処分又は廃止に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、魚崎財産区管理者の附属機関として別表に掲げるものを置く。

2 前項に定めるもののほか、魚崎財産区の財産及び公の施設の管理、処分又は廃止に関する契約の相手方の選定に係る審査会、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、規則により、これを設置することができる。

（施行細目の委任）

第2条 前条の規定に基づき設置された附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした魚崎財産区指定管理者候補者選定委員会の設置については、この条例の相当の規定によってした設置とみなす。

別表（第1条関係）

附属機関	担任する事務
魚崎財産区指定管理者候補者選定委員会	地方自治法第294条第1項の規定においてその例によることとされる同法第244条の

	2 第 3 項 に 規 定 す る 指 定 管 理 者（以下「指定管理者」と いう。）の候補者の選定及び 指定管理者の行った公の施 設の管理に係る評価に関す る事務
--	---

魚崎財産区議会定例会条例を次のように公布する。

神戸市条例第11号

魚崎財産区議会定例会条例

魚崎財産区議会の定例会は、毎年2回これを招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

魚崎財産区議会委員会条例を次のように公布する。

神戸市条例第12号

魚崎財産区議会委員会条例

（常任委員会の設置）

第1条 魚崎財産区議会（以下「議会」という。）に常任委員会を置く。

（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、所管事項及び常任委員の定数）

第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となる。

2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

（1）総務運営委員会

魚崎財産区の財務及び運営に関する事項

（2）施設福祉委員会

魚崎財産区の施設及び福祉に関する事項

3 常任委員会の定数は8人とする。

4 議長は、常任委員会に出席して意見を述べることができる。

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は2年とする。ただし、後任者が選出されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員会の設置）

第4条 議会は、必要がある場合において、その議決で特別委員会を置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 議長は、特別委員会に出席して意見を述べることができる。

（委員の選任）

第5条 常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が議会に諮っ

て指名する。

（委員長及び副委員長）

第6条 常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にそれぞれ委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会を招集し、委員長の互選を行わせる。この場合において、委員長の互選に関する職務は、年長の委員がこれを行う。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長の職務）

第7条 委員長は委員会を招集し、委員会を招集し、議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第8条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長及び副委員長の辞任）

第9条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

（定足数）

第10条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第12条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第11条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

（委員長及び委員の除斥）

第12条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し発言することができる。

（委員会の傍聴）

第13条 委員会の議事は、これを傍聴することができる。

2 前項の規定による傍聴に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

（議事妨害及び離席の禁止）

第14条 何人も委員会の会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、委員会の会議中みだりに離席してはならない。

（秩序保持に関する措置）

第15条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、魚崎財産区議会会議規則（以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

（会議規則との関係）

第16条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に在任する委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例にもとづき選任されたものとみなす。